キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）　（単位：千円）

Ⅰ	**業務活動によるキャッシュ・フロー**	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 1,308,398
	人件費支出	△ 3,277,163
	その他の業務支出	△ 141,286
	運営費交付金収入	3,714,283
	授業料収入	608,273
	入学金収入	126,815
	検定料収入	22,970
	受託研究収入	3,496
	共同研究収入	4,575
	受託事業等収入	14,644
	補助金等収入	219,225
	寄附金収入	74,948
	財産貸付料収入	30,622
	大学入試センター試験実施料収入	5,114
	預り金の増減額	4,799
	その他の収入	88,031
	小計	190,949
	国庫納付金の支出額	—
	業務活動によるキャッシュ・フロー	190,949
Ⅱ	**投資活動によるキャッシュ・フロー**	
	定期預金預入による支出	△ 185,761
	定期預金払戻による収入	5,584
	有形固定資産の取得による支出	△ 710,759
	施設費による収入	326,583
	小計	△ 564,353
	利息の受取額	5,984
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 558,369
Ⅲ	**財務活動によるキャッシュ・フロー**	
	ファイナンス・リース債務の返済による支出	△ 79,955
	利息の支払額	△ 4,137
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 84,093
Ⅳ	**資金に係る換算差額**	—
Ⅴ	**資金増加額**	△ 451,513
Ⅵ	**資金期首残高**	1,066,245
Ⅶ	**資金期末残高**	614,732

利益の処分に関する書類（案）

（単位：円）

Ⅰ	当期未処分利益		95,691,196
	当期総利益	95,691,196	
Ⅱ	利益処分額		
	国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額		
	教育研究充実積立金	95,691,196	95,691,196

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金については費用進行基準を、「ミッション実現加速化経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しております。

また、「国立大学法人兵庫教育大学における運営費交付金債務等の収益化等に関する取扱要項」に基づき学長の承認を得た学内プロジェクト事業については業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としており、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	６～50年
構築物	７～60年
機械装置	６～17年
工具器具備品	４～15年
車両運搬具	４～６年

また、特定の償却資産（国立大学法人基準第78）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置がなされる教職員に対しては、賞与引当金を計上しておりません。

運営費交付金により財源措置がなされない教職員に対しては、当該教職員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を賞与引当金として計上しております。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当期末の賞与引当相当額から前期末の同相当額を控除した額を計上しております。